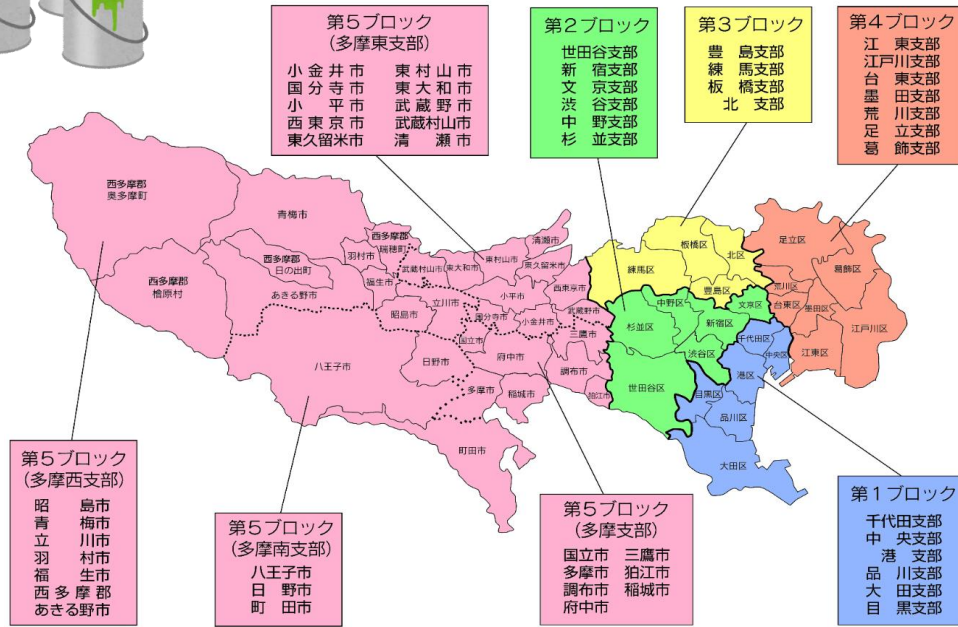




東京都塗装工業協同組合支部一覧表



東京都塗装工業協同組合「賛助会員」規約

(目的)

- 第1条 定款53条の規定により、本組合に設ける賛助会員制度の運営その他については、本規約の定めるところによる。
 2. 賛助会員制度は、本組合の外部関係者の本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資格)

- 第2条 賛助会員の資格を有する者は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

(賛助会員に対する事業)

- 第3条 本組合は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。
 (1) 本組合が作製または発行する資料の提供 (2) 本組合または組合員との情報交換のための懇談会等の開催
 (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(加入)

- 第4条 賛助会員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、加入するものとする。
 2. 前項の諾否は、理事会において決する。

(期間)

- 第5条 賛助会員の契約期間は3ヶ年間とし、期間満了の3ヶ月前までに文書による申し出が無い場合は、更に1ヶ年更新され以後も同様とする。

(会費)

- 第6条 賛助会員は、会費を納入するものとする。
 2. 会費の額は、年額106,000円とする。

(脱退)

- 第7条 賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本組合に届け出て脱退するものとする。

(除名)

- 第8条 本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。
 (1) 本組合の事業を妨げまたは妨げようとした賛助会員 (2) 会費の納入を怠った賛助会員
 (3) 故意または重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員 (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

(その他)

- 第9条 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会の定めるところによる。

付 則 本規約は、平成5年5月24日より施行する。

改正 平成 8年9月11日 第5条 平成15年2月13日 第5条追加 平成16年2月13日 第6条変更
 平成17年2月10日 第5条変更 平成20年5月30日 第1条定款変更による条数変更

お問い合わせ・資料のご請求は、東塗協事務局までご連絡ください。



東京都塗装工業協同組合 〒150-0032 東京都渋谷区鶯谷町19番22号

電話 03-3461-8678 FAX 03-3461-8724 メール totokyo@paint.jp URL http://www.paint.jp

